

第7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請手数料

(1) 法第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請（1件につき）次の表に掲げる額

区分		手数料の額	
住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書を添付する場合、又は住宅品質確保法第6条の2第3項に規定する確認書を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	16,100円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	16,100円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	27,500円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	43,000円
住宅性能評価書又は確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	23,200円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	23,200円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	38,900円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	62,200円
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	53,100円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	53,100円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	119,200円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	189,400円
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	77,800円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	77,800円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	177,600円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	282,600円